

報告事項（５） 介護保険料所得基準の一部改正について （資料５）

第9期事業計画（令和6年度から令和8年度）介護保険料

【令和6年度】

所得段階	対象者	乗率	保険料 (年額)
本人・世帯非課税	1 ・生活保護を受給している ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 以下	0.285	20,780円
	2 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超 、120万円以下	0.485	35,360円
	3 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.685	49,950円
本人非課税	4 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円 以下	0.85	61,980円
	5 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超	1.0	72,920円
本人課税	6 前年の合計所得金額が120万円未満	1.1	80,210円
	7 前年の合計所得金額が120万円～210万円未満	1.3	94,790円
	8 前年の合計所得金額が210万円～320万円未満	1.5	109,380円
	9 前年の合計所得金額が320万円～420万円未満	1.7	123,960円
	10 前年の合計所得金額が420万円～520万円未満	1.9	138,540円
	11 前年の合計所得金額が520万円～620万円未満	2.1	153,130円
	12 前年の合計所得金額が620万円～720万円未満	2.3	167,710円
	13 前年の合計所得金額が720万円～820万円未満	2.4	175,000円
	14 前年の合計所得金額が820万円～1000万円未満	2.6	189,590円
	15 前年の合計所得金額が1000万円～1500万円未満	2.7	196,880円
	16 前年の合計所得金額が1500万円～2000万円未満	2.8	204,170円
17 前年の合計所得金額が2000万円～	3.0	218,760円	

【令和7年度】

所得段階	対象者	乗率	保険料 (年額)
本人・世帯非課税	1 ・生活保護を受給している ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9千円 以下	0.285	20,780円
	2 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9千円超 、120万円以下	0.485	35,360円
	3 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.685	49,950円
本人非課税	4 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9千円 以下	0.85	61,980円
	5 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万9千円超	1.0	72,920円
本人課税	6 前年の合計所得金額が120万円未満	1.1	80,210円
	7 前年の合計所得金額が120万円～210万円未満	1.3	94,790円
	8 前年の合計所得金額が210万円～320万円未満	1.5	109,380円
	9 前年の合計所得金額が320万円～420万円未満	1.7	123,960円
	10 前年の合計所得金額が420万円～520万円未満	1.9	138,540円
	11 前年の合計所得金額が520万円～620万円未満	2.1	153,130円
	12 前年の合計所得金額が620万円～720万円未満	2.3	167,710円
	13 前年の合計所得金額が720万円～820万円未満	2.4	175,000円
	14 前年の合計所得金額が820万円～1000万円未満	2.6	189,590円
	15 前年の合計所得金額が1000万円～1500万円未満	2.7	196,880円
	16 前年の合計所得金額が1500万円～2000万円未満	2.8	204,170円
17 前年の合計所得金額が2000万円～	3.0	218,760円	

【令和8年度】

所得段階	対象者	乗率	保険料 (年額)
本人・世帯非課税	1 ・生活保護を受給している ・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82万6千6百円 以下	0.285	20,780円
	2 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82万6千6百円超 、120万円以下	0.485	35,360円
	3 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.685	49,950円
本人非課税	4 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82万6千6百円 以下	0.85	61,980円
	5 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82万6千6百円超	1.0	72,920円
本人課税	6 前年の合計所得金額が120万円未満	1.1	80,210円
	7 前年の合計所得金額が120万円～210万円未満	1.3	94,790円
	8 前年の合計所得金額が210万円～320万円未満	1.5	109,380円
	9 前年の合計所得金額が320万円～420万円未満	1.7	123,960円
	10 前年の合計所得金額が420万円～520万円未満	1.9	138,540円
	11 前年の合計所得金額が520万円～620万円未満	2.1	153,130円
	12 前年の合計所得金額が620万円～720万円未満	2.3	167,710円
	13 前年の合計所得金額が720万円～820万円未満	2.4	175,000円
	14 前年の合計所得金額が820万円～1000万円未満	2.6	189,590円
	15 前年の合計所得金額が1000万円～1500万円未満	2.7	196,880円
	16 前年の合計所得金額が1500万円～2000万円未満	2.8	204,170円
17 前年の合計所得金額が2000万円～	3.0	218,760円	

改正の内容

- ・介護保険法施行令の改正により、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額（80万9千円万円⇒82万6千6百円）が変更されました。

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護の保険料の算定において、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階の基準については、老齢基礎年金（満額）の支給額相当の金額を踏まえ、設定している。
- 令和6年度の年金額改定を踏まえ、令和7年4月から基準を見直し、**年金収入等80.9万円**を基準として設定している。
※ 令和6年中（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額：809,000円/年。
- 今般、令和7年度の年金額改定により、令和7年中の老齢基礎年金（満額）の支給額が826,464円となり、80.9万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等826,500円を基準にすることとする**。（令和8年4月施行予定）
※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80.9万円の基準についても、同様に措置（令和8年8月施行予定）

